

姓の「忍海部」は、字がかすれ完全には読みとれないこと、伊場・城山遺跡での類例が今のところないことから、現在なお検討を進めているところである。

(4)(8)は細片となった木簡の一部であり、文字が判読できない。

(6)は、上下が欠損するが、文言から考えると過所木簡の可能性がある。「歳七」は馬の年齢を示す表現で、左後に何らかの驗(しるし)があったと記されているようである。(7)は、「郷」「百」の二文字だけが判読できた。

なお木簡の内容については現在検討中で、その結果は、一九九七年度刊行の報告書に掲載する予定である。

(鈴木敏則)

静岡・曲金北遺跡 まがりかねきた

- 1 所在地 静岡市曲金・池田・長沼
- 2 調査期間 一九九四年(平6)四月～一九九五年五月
- 3 発掘機関 (財)静岡県埋蔵文化財調査研究所
- 4 調査担当者 佐野五十三・及川 司・山中朝二・小澤敦夫
藤巻哲男・篠原充男・中尾欣司・柴田 睦
- 5 遺跡の種類 古代道路・水田跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代中期後葉～一二世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



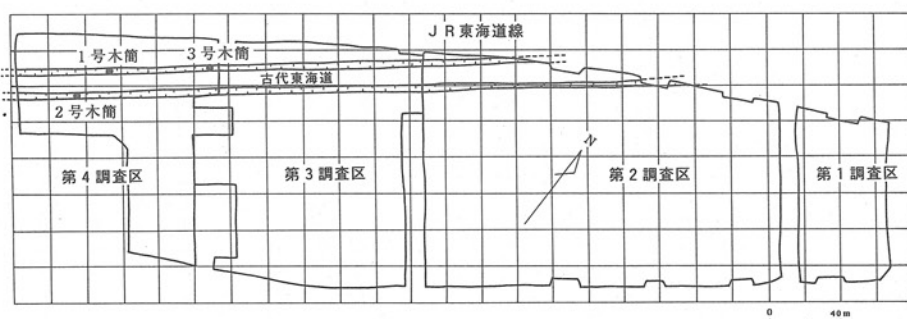
(静岡)

曲金北遺跡は、静岡市街地から東へ3kmほど、JR東静岡駅跡地に広がる遺跡である。一九九三年、県民国際プラザの建設計画が具体化し、遺跡の所在の有無を確認することとなった。そのための試掘調査が同年一二月実施されたが、その

結果、上層には古代から中世にかけての条里に伴うと考えられる溝状遺構や水田跡、下層には弥生時代中期後半から古墳時代前期のものと考えられる水田跡を確認した。こうした試掘調査の結果を受け、九四年度に約六万㎡を対象として、本調査を実施することとなった。調査は静岡県教委の委託を受け、同県教育委員会の指導の下、(財)静岡県埋蔵文化財調査研究所が行なった。

調査対象区域が広大であるため、便宜上調査区を大きく四つに分割し、東から第一、第二、第三、第四調査区として調査を進めた。

上層の調査で、第二調査区から第四調査区の北寄り部分に古代東海道と考えられる道



曲金北遺跡木簡出土位置図

路遺構が検出された。この道路遺構は、調査区域を南西方向から北東方向へ約三五〇mにわたって、一直線に平行して延びる二条の溝状遺構という形で確認されている。この二条の溝が道路の側溝であり、溝と溝との間の道路面には、径一〜二cm大の砂利が叩き込まれたような状態のところが部分的にみられた。路面本来の高さは検出された位置よりも高いところにあつたと推定されるが、道路廃絶後から最近までの水田耕作によって攪乱されており、今回検出された部分は路床の一部と考えられる。また側溝では、拳大の石が散在する形で検出されているが、路面の礫敷きの石、あるいは路肩の補強の石の一部が転落したものかと考えられる。

道路遺構の側溝からは、須恵器・土師器・灰釉陶器および墨書土器、布目瓦、鎌の柄・曲物などの木製品、木簡、鉄鎌の他、馬の骨など、こうした遺構としては豊富な遺物が出土している。また、路面の砂利中からは、土器片とともに鍔帯が一点出土している。

側溝などから出土した土器をみると、古いものでは八世紀中頃と考えられる須恵器、新しいものでは九世紀末から一〇世紀初頭頃の灰釉陶器がみられる。道路廃絶後の状況は、後世の耕作による攪乱のため必ずしも明瞭ではないが、第四調査区では淀んだ状態となつて道路の一部を壊している状況がみられた。ある時期冠水して、水が退かない状況となり、道路が廃棄されていったのかもしれない。また、第二調査区では、南側の側溝の埋没最終段階の窪みが、水路

状遺構の一部として使われ、部分的には道路を横切る箇所も認められる。この水路状遺構からは、一〇～一一世紀代を中心とする遺物が出土している。道路の築造時期については、現在整理中であり、路面の砂利層中の遺物を細かく検討していく中で明らかにしたいと考えている。現在のところ、この道路遺構は八世紀半ばから九世紀代に使われ、一〇世紀の初め頃には廃絶したものとしておく。

側溝の幅は三m前後、検出面からの深さは六〇cm、側溝と側溝の心々距離は一二～一三mであり、約九m程の道路幅が想定される。

本遺跡の道路遺構の規模は、全国各地で検出された古代官道跡の例と比較しても遜色のないものであり、直線路である点などからみても当時の官道、古代東海道であると考えられる。また、この道路遺構の方向はN51°Eであり、静岡・清水地域で確認されている条里区画の東西軸方向と一致するとともに、その里界線上にのっている。

古代東海道はその想定される路線をみると、静岡・清水地域の山塊や丘陵の張り出し部を避け、平坦部を一直線に貫く形で設定されている。本地域においてはまず道路を設定し、それを基準として周辺の条里区画が設定されたものと考えられる。また、この東海道を郡界線として、北は安倍郡、南は有度郡となっている。

8 木簡の釈文・内容

(1) 黒万呂五〇

(101)×21×6 081

(2) 「常陸国鹿嶋郡×

(418)×31×15 019

(3) 「戸主大生秋万呂五丈」

218×29×3 051

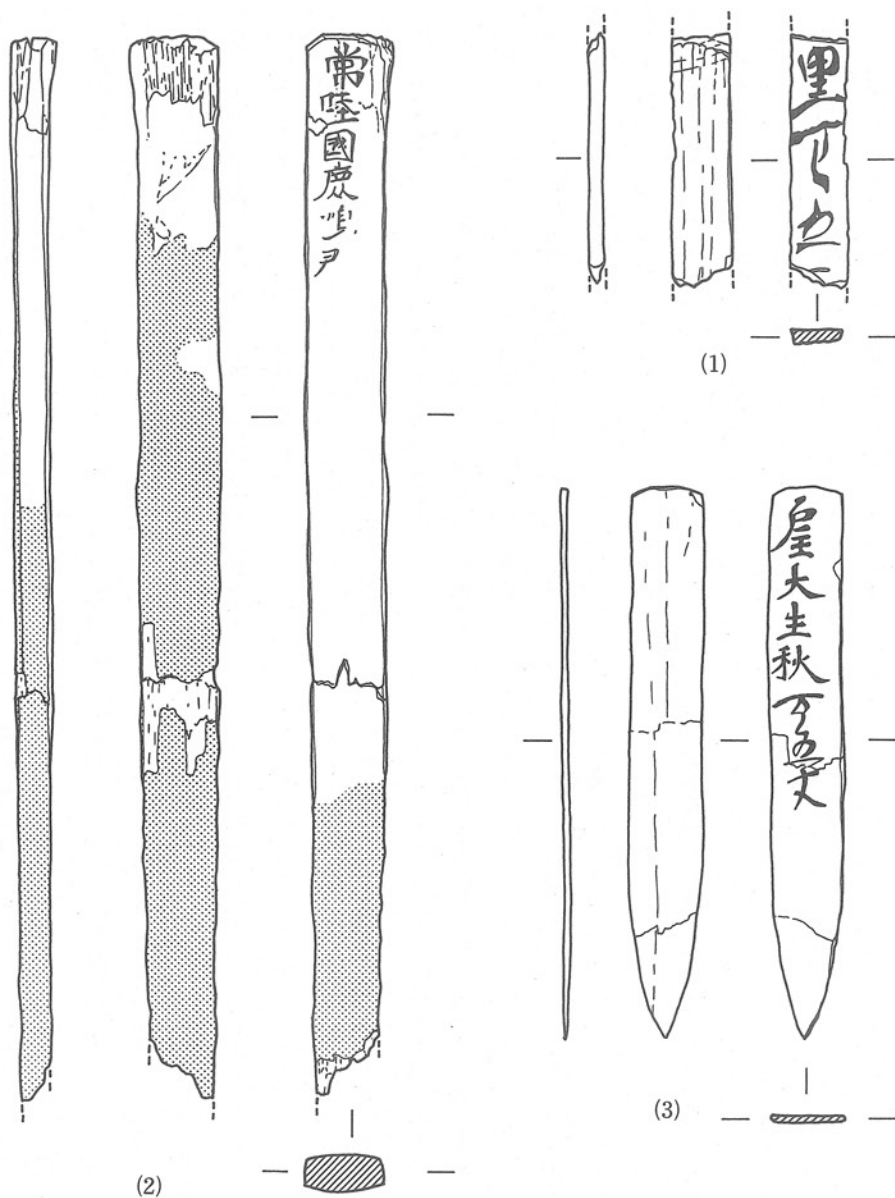
三点とも、古代東海道側溝の最下層・青色砂層上面より出土している。状況としてはその場所での投棄されたというよりは、どこかで投棄されここに流れ着いたと考えられる。(1)は上端および下端を折損しているが、上端部には刃物などによる切れ目が認められる。文字としては「黒万呂」という人名と「五」という数字が認められ、墨痕は明瞭である。(2)は、現存長四二cm弱と大型のものであり、上端は圭頭状を呈し、下端は折損している。現状の下部三分の一のところで折れて、二つになった状態で出土している。また、表面下端部分および裏面は火を受けて焦げた状態となっている。表面の上端付近に「常陸国鹿嶋郡…」の文字が認められるが、全体に墨痕は薄く、「鹿嶋郡」はかすかに認められる程度である。(3)は完形であり、上端は圭頭状を呈し、下端は尖っている。中程および下端近くの二



(1)



(3)



カ所で折り曲げられた状態で出土している。文字は明瞭に認められる。

これらの木簡の年代については、(1)は奈良時代後半、(2)は奈良時代、(3)は奈良時代から平安時代初め頃のものと考えている。

(2)は、郡名より下が消滅しており、その内容が不明であるためどのような種類の木簡か特定できないが、通常の付札状木簡に比べ、厚く長い大型のものであることから、貢納物個々に付けられたものではなく、常陸国鹿島郡各地から集められたものをまとめて都へ運ぶ際に用いられたものではないかと考えられる。地方の遺跡においてこのように他国の国名を記した木簡が出土した例は数少ないが、その一部が炭化している状況をも考えて、何らかの理由により都まで行くことなく、この駿河の地でその役割を失い廃棄されたと想定される。しかし、こうした貢納物の運搬に関わると考えられる常陸国の木簡が、古代東海道の側溝から出土したということは、地方から都への貢納物運搬が、官道を使って行なわれていた事実を彷彿とさせる、貴重な発見と考えられる。

(3)は付札状の木簡であるが、属している郷名などはなく戸主名と五丈という数量だけが記されている。調・庸などの布に付けられていたものと考えられるが、その属する郷名などがなくともその者を特定することが可能な、限られた地域で使用されたものであろう。郡衙などに集められた段階で、その役割を終了し廃棄されたものと

考えられる。(1)もその内容からみて同様の性格をもつものと考えられる。なお、(1)(3)については、貢納物の付札ではなく、道路普請に関わるものでないかという説もある(原秀三郎「静岡県曲金北遺跡古代道路発見の意義」『古代交通研究会 第四回大会レジュメ』一九九五年)。それによれば人名は作業を割り当てられた者の名前であり、五丈という長さは普請の割り当て区間ということになる。そうした可能性を含めて、今後さらに検討する必要がある。ここではこうした木簡が、古代東海道の側溝から出土した事実を報告するとともに、今回の調査において、側溝の遺物の出土状況は、西の第四調査区の方にいくにつれてこうした木簡や墨書土器などが多くみられる状況にあり、本遺跡の西方に官衙的性格を持つ遺跡の存在が推定されることを述べるにとどめる。

なお、本木簡については、東洋大学鬼頭清明氏、元浜松市博物館向坂鋼二氏よりいろいろとご教示をいただいた。

9 関係文献

(財)静岡県埋蔵文化財調査研究所『研究所報』五二(一九九四年)

(及川 司)